

今年の確定申告の留意点

ココに気をつけましょう！

税理士 生澤 壮介、年金者しんぶん 150215

納め過ぎの税金は取り戻しましょう！

確定申告の時期がやってきました。納め過ぎの税金は取り戻しましょう。

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得金額と所得税額を自ら計算し納税する手続きのことです。

公的年金等の源泉徴収票を用意し、源泉徴収税額のある方は、社会保険料、障害者、控除対象扶養親族等の数に違いはないか確認します。次に医療費、生命保険料、地震保険料、寄附金等のある方は、所轄税務署に確定申告書を提出することで税金が還付されます。

年金所得者の確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。しかし、住民税の申告は必要になってきます。住民税の申告書は、住民の社会保障の基礎資料の要素もあるので申告書の提出がなければ、国民健康保険料の算定や高額医療費について不利益を受けることがあります。

所得税の確定申告をすれば、連動しているので住民税の申告は必要ありません。

なお、年金収入金額が400万以下の方が、不要制度のことを知らないで申告して所得税を納税した場合には、確定申告書の撤回届を税務署に提出することで、税金は還付されます。26年分から適用される改正事項の一つは、上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10%軽減税率（所得税7%・住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。

以下、留意事項は、次のとおりです。

寄附金控除

政党に寄附をしたら所得控除か税額控除を選択できます。

- ① 所得控除は{(特定寄附金と所得金額の40%)のいずれか少ない金額} - 2千円
- ② 税額控除は{(政党等寄附金と所得金額の40%)のいずれか少ない金額 - 2千円} × 30% 所得税の25%が限度です。

「政党等寄附金特別控除額の計算書」で計算します。寄附金の受領書・証明書など選挙

管理委員会等の確認印のある「寄附金控除のための書類」の添付が必要です。①か②か有利な方を選択します。

障害者控除

障害者になったら本人が障害者の場合の障害者控除は27万円(特別障害者は40万円)です。65歳以上の人で市町村長が障害者に準ずる者と認定すれば、障害手帳がなくても障害者控除が受けられますし所得金額が125万円以下の人は住民税が非課税になります。

障害者認定申請書などについては、市町村にお尋ねください。

医療費控除

医療費控除は本人または本人と生活を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったときは、所得金額から200万円を限度に控除が受けられます。

医療費控除額＝(支払医療費－保険金等で補填される金額)－「10万円か(所得金の5%)のどちらか少ない金額」

確定申告をしていない人は、過去5年遡及してできます。領収書の添付か呈示が必要です。

社会保険料控除

社会保険料控除は本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料・介護保険料、国民年金等の支払った全額、国民年金・基金は支払証明書の添付・呈示が必要です。

配偶者等が受け取る年金から天引きされている保険料は、あなたの控除対象になりません。

納め過ぎの税金の還付

確定申告書の提出後で間違いに気づいたら、申告期限内(3/16)であれば訂正申告ができます(申告書に訂正と表示して再提出する)。申告期限後では、税額の過大申告は「更正の請求」をして納め過ぎの税金の還付を受けることができます。税額が過少の場合は修正申告です。